

入札制度が変わりました

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時に下記の各書面の提出が入札書毎に必要になります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと **入札無効**となります（**追完不可**）。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

（個人の場合）

資格証明書

（法人の場合）

※入札時に提出がないと **入札無効**となります（**追完不可**）。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

（入札方法に関する問合せ）

長野地方裁判所諏訪支部 執行官室 Tel 0266-53-6700

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 1月28日

長野地方裁判所諏訪支部執行係

裁判所書記官 中 村 有 香

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 2月12日から 令和 8年 2月19日まで
開札期日	日 時 令和 8年 2月24日 午前10時00分 場 所 長野地方裁判所諏訪支部
売却決定 期日	日 時 令和 8年 3月13日 午前10時00分 場 所 長野地方裁判所諏訪支部執行係
特別売却 実施期間	令和 8年 2月26日から 令和 8年 2月26日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 1月28日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1,580,000 1,264,000	一括	316,000	43,654	0
1	570,000				
2	1,010,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 諏訪郡富士見町落合字木戸場
地 番 8 0 5 3 番
地 目 宅地
地 積 3 4 8 . 3 0 平方メートル
- 2 所 在 諏訪郡富士見町落合字木戸場 8 0 5 3 番地
家屋 番号 8 0 5 3 番
種 類 居宅
構 造 軽量鉄骨造セメント瓦葺2階建
床 面 積 1階 9 6 . 2 9 平方メートル
2階 5 1 . 0 8 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年12月 5日

長野地方裁判所諏訪支部執行係

裁判所書記官 中 村 有 香

1 不動産の表示

【物件番号1、2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1、2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

Cが占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



11

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | | | |
|---|----|----|---------------------|-------------|
| 1 | 所 | 在 | 諏訪郡富士見町落合字木戸場 | |
| | 地 | 番 | 8053番 | |
| | 地 | 目 | 宅地 | |
| | 地 | 積 | 348.30平方メートル | |
| 2 | 所 | 在 | 諏訪郡富士見町落合字木戸場8053番地 | |
| | 家屋 | 番号 | 8053番 | |
| | 種 | 類 | 居宅 | |
| | 構 | 造 | 軽量鉄骨造セメント瓦葺2階建 | |
| | 床 | 面 | 積 | |
| | | | 1階 | 96.29平方メートル |
| | | | 2階 | 51.08平方メートル |



令和 7年(ケ)第 4号
令和 7年 6月20日受理
令和 7年 7月16日提出
評 価 人 茅 野 武 弘

現況調査報告書

長野地方裁判所諏訪支部

執行官 藤 巻 正 弘 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|--------------------------|------------------|--|
| 1 | 所 在 | 諏訪郡富士見町落合字木戸場 | | |
| | 地 番 | 8 0 5 3 番 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 3 4 8 . 3 0 平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 諏訪郡富士見町落合字木戸場 8 0 5 3 番地 | | |
| | 家屋 番号 | 8 0 5 3 番 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造セメント瓦葺2階建 | | |
| | 床 面 積 | 1階 | 9 6 . 2 9 平方メートル | |
| | | 2階 | 5 1 . 0 8 平方メートル | |



不動産の表示	「物件目録1、2」のとおり		
住居表示	住居表示なし		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図（概略図）のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者（破産管財人） ☐ その他の者 上記の者が本土地に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	土地に定着した（付属）構築物のカーポート（約15.00㎡）がある（写真No.8） 移動可能なスチール製物置（約6.76㎡）がある（写真No.9）		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類： ☐ ある { 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ C 上記の者が本建物を住居として使用している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	バルコニーの外壁及び屋根瓦等に経年劣化による損傷が見られる		
執行官保管の仮処分	☒ ない { 地方裁判所 支部 年（ ）第 号 ☐ ある { 保管開始日 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図（概略図）のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件2 関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ■C	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☒ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(■C(占有者) ☐ (所有者))の陳述／■提示文書(破産管財人B提出の回答書)の要旨			
占有権原		☐ 賃借権 ■使用借権 ☐	
占有開始時期		令和 6年10月26日頃	
最初の	契約日	年 月 日	
契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種類別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
契約等	貸主	☐ 所有者 ☐ その他の者 ()	
当事者	借主	☐ 占有者 ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等		毎 金 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		☐ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		■上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

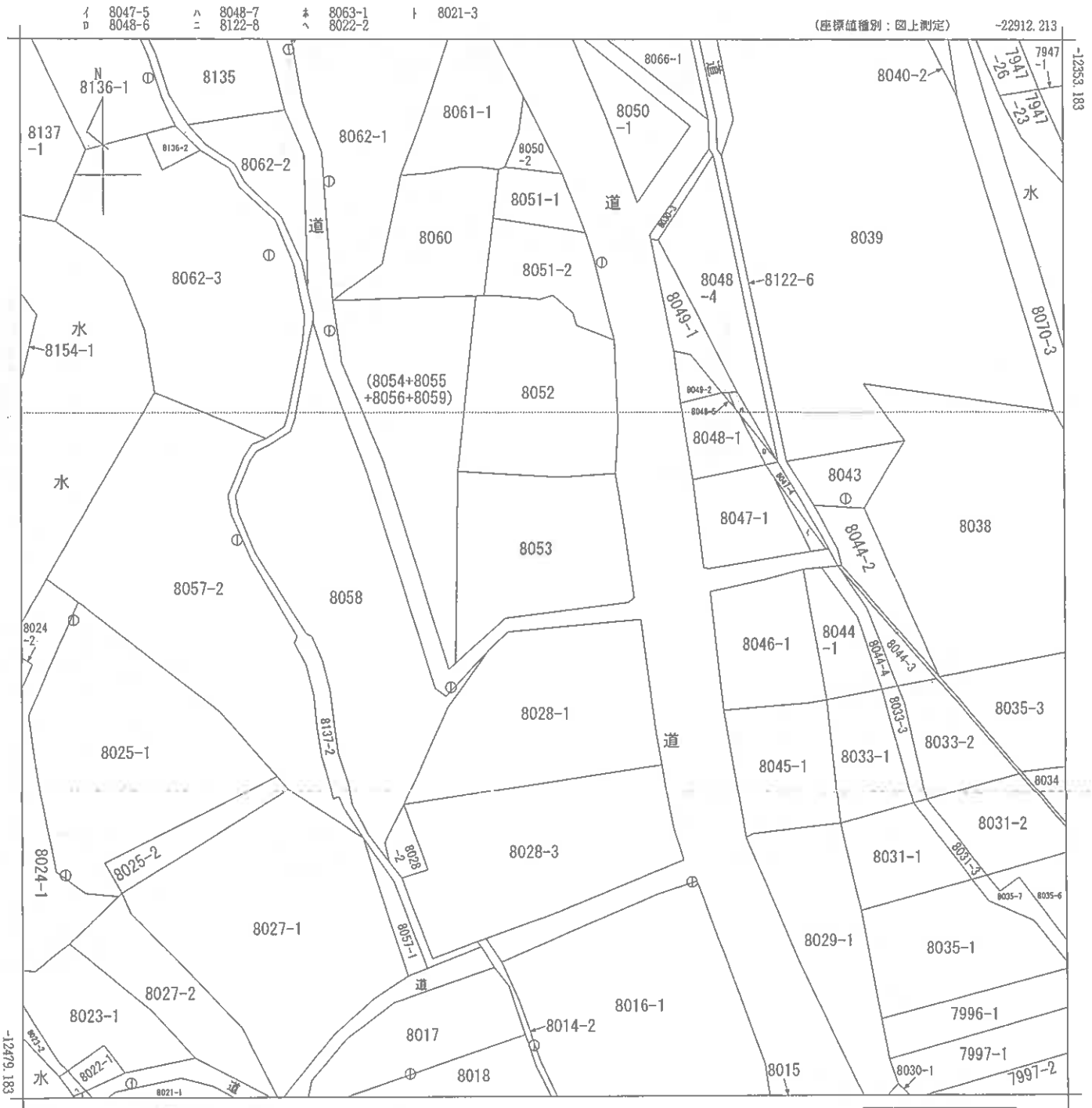
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■C (本件債務者兼所有者破産者Aの元妻)	【令和7年6月24日に(■口頭 □電話)聴取した。】 (1) 本件債務者兼所有者破産者Aは、元夫です。昨年(令和6年)10月に離婚しました。 (2) Aは、離婚して本建物から出て行きました。現在は宮崎県内に居住しています。 (3) 本建物は、私が住居として使用しています。Aが出て行った後、そのまま居住しています。それまでは夫婦で居住していました。 (4) 本建物の使用について、Aとの間に契約などではなく、賃料のやり取りはありません。夫婦間であったことから、そのまま無償で使用しています。 (5) 建物の増改築はなく、シロアリの被害は見られません。雨漏りについては、バルコニーの排水口が詰まって、1階の和室に雨漏りをしたことがありました。その後雨漏りはありません。雨漏りしたのは、それ1回だけです。通常の雨漏りはありません (6) 建物の室内でペットの猫を4匹と犬の柴犬1匹を飼育しています。 (7) 土地の境界に関する争いなどはありません。 【令和7年7月8日に(■口頭 □電話)聴取した。】 (1) 6月24日に述べたとおりです。
執行官の意見	
■上記のとおり ■下記のとおり (1) 本土地建物の状況は、別紙建物図面(各階平面図)、土地建物位置関係図(概略図)、建物間取り図(概略図)及び添付写真のとおりである。 (2) 上記関係人の陳述及び本土地建物の状況等から、2枚目記載のとおり認定した。	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 6月20日 (金)	当庁 (執行官室)	富士見町長宛関係資料請求 (郵便)
7年 6月24日 (火) 12:30-12:35	長野地方法務局諏訪支局	☒ 登記事項証明書請求 ☐ 公図写し請求 ☐ 地積測量図写し請求 ☐ 建物図面写し請求 ☐ 履歴事項証明書請求 ☐
7年 6月24日 (火) 15:00-15:30	物件所在地	本件物件及び占有確認、土地立入調査、写真撮影 Cから意見聴取
7年 6月27日 (金)	当庁 (執行官室)	本件債務者兼所有者破産者 A破産管財人 B宛照会書送付 (郵便)
7年 7月 8日 (火) 13:50-14:30	物件所在地	本件物件及び占有確認、立入調査、写真撮影 Cから意見聴取
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 (評価人) を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☒ 令和 7年 7月 8日 評価人同行 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



-23037.213 (座標値種別：図上測定)
(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出
落合

請求部	所在	諏訪郡富士見町落合字木戸場				地番	8053番			
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	VIII	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(長野地方務局諏訪支局管轄)

令和7年5月12日

福岡法務局

地図整理番号：M71744

登記官

(1/1)

(6 枚目)

A3をA4に縮小

登記年月日：平成2年7月10日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(長野地方法務局 諏訪支局 鑑印)

令和7年5月12日

福岡法務局

登記官

(7 枚目)

A3をA4に縮小

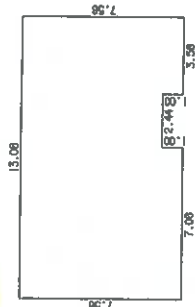
各階平面図

家屋番号 8053 番

建物図面

建物の所在 諏訪郡富士見町落合字木戸場 8053 番地

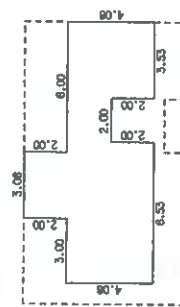
1 階



1 階求積

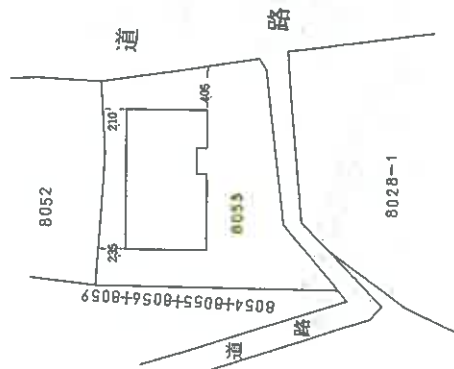
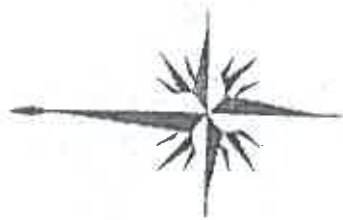
1	13.06 X 6.56	=	85.6736
2	7.06 X 1.00	=	7.0600
3	3.56 X 1.00	=	3.5600
合 計			96.29360
床 面 積			96.29 ㎡

2 階



2 階求積

1	3.06 X 2.00	=	6.1200
2	12.06 X 2.06	=	24.6436
3	3.53 X 2.00	=	7.0600
4	6.53 X 2.00	=	13.0600
合 計			51.08360
床 面 積			51.08 ㎡



作製者

平成2年7月9日作製

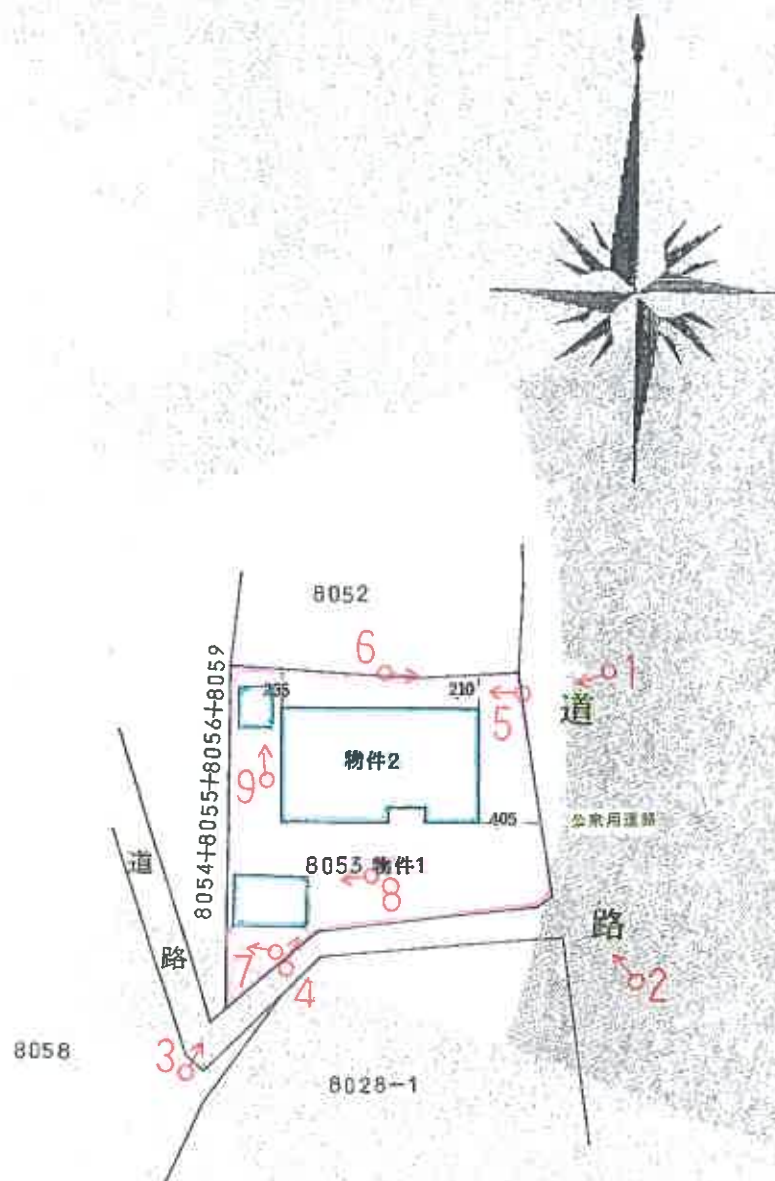
縮尺

1/250

申請人

縮尺 1/500

地図整理番号：M71745

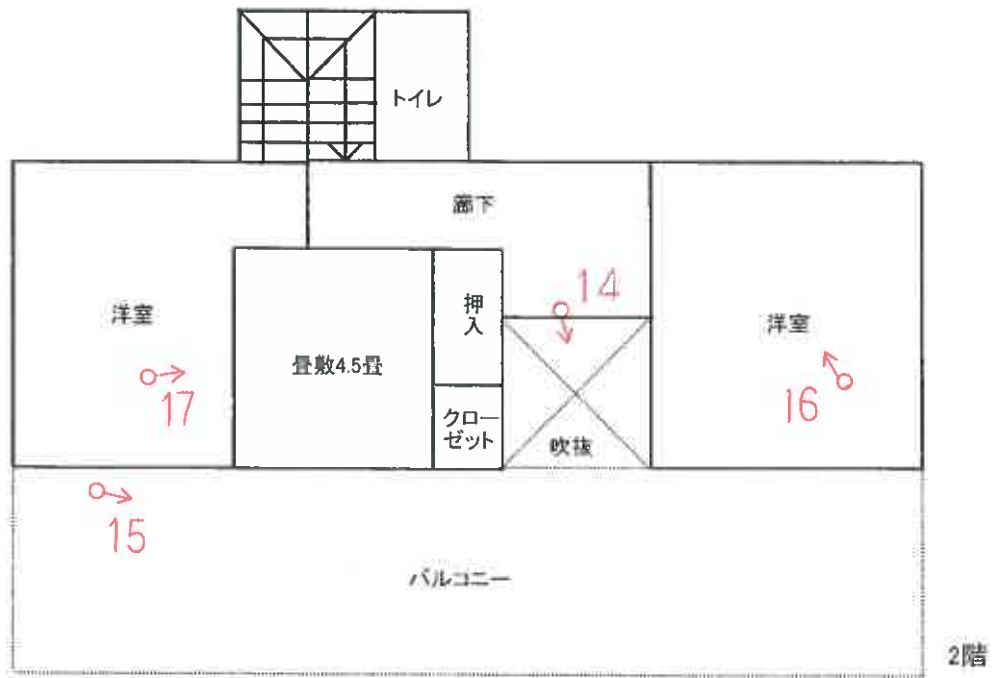
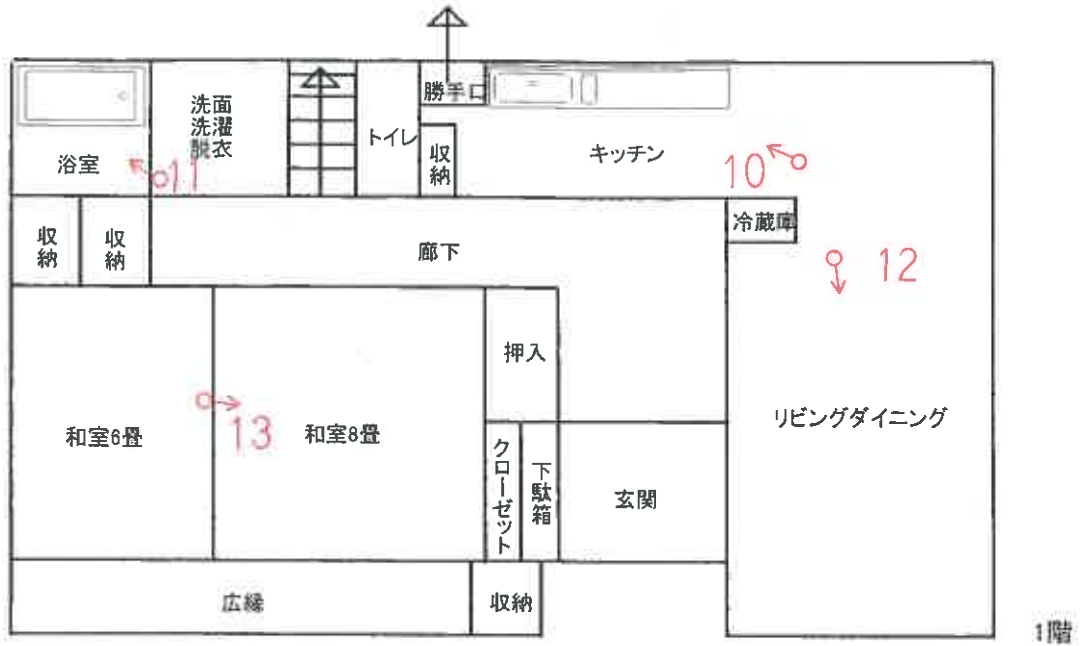


写真撮影位置・方向

土地建物位置関係図（概略図）
 令和7年(ケ)第4号
 物件1(宅地)
 物件2(居宅)

建物間取り図

建物間取り図（概略図）
令和7年(ケ)第4号
物件2（居宅）



写真撮影位置・方向

令和7年（ケ）第4号



NO. 1
物件 1、2



NO. 2



NO. 3

物件 1、2



NO. 4

物件 1、2



NO. 5



NO. 6

物件 1



NO. 7



NO. 8

土地に定着した構築物のカーポート
(約15.00㎡)



NO. 9

物件 1

移動可能なスチール製物置 (約6.76
㎡)



NO. 10

物件 2

1 階



NO. 11



NO. 12

物件 2

1 階



NO. 13



NO. 14

2 階

(14枚目)



NO. 15

物件 2

2 階



NO. 16



NO. 17



令和 7 年 (ケ) 第 4 号
令和 7 年 7 月 8 日 現地調査
令和 7 年 7 月 15 日 評価

長野地方裁判所 諏訪支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

茅 野 武 弘 ㊞

第 1 評価額

一 括 価 格	
金 1, 5 8 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 5 7 0, 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 1, 0 1 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件 1～2 の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件 1 の内訳価格は物件 2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第 2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	諏訪郡富士見町落合字木戸場 8053番 宅地 348.30平方メートル	
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	諏訪郡富士見町落合字木戸場80 53番地 8053番 居宅 軽量鉄骨造セメント瓦葺2階建 1階 96.29平方メートル 2階 51.08平方メートル	
番号	特記事項		
	ない		

* 現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 中央本線「信濃境」駅の南西方約4.2 k m（道路距離）に位置する。 （別添「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	国道背後の山合に戸建住宅と農家住宅が集落を形成する地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	非線引都市計画区域内 無指定地域 60% 200% なし 砂防指定地（敷地の南東過半） 河川保全区域（敷地の東側一部） 土砂災害警戒区域（急傾斜） 尚、北西近隣に同法特別警戒区域の指定有
画 地 条 件	地 形 間 口 ・ 奥 行 地 勢 そ の 他	348.30㎡（登記数量） ほぼ長方形 間口約15m、奥行約19m 南向下り緩傾斜地勢の影響で、接面道路より高く接面 するが、敷地内は平坦。 なし
接面道路の状況	東側 現況幅員約7.4m舗装町道（1824号線） 建築基準法42条1項1号道路に該当し、北東端で0.95m、南東 端で1.4m高い。 南～南西側 現況幅員1m前後の未舗装町道（1530号線） 建築基準法第42条2項道路に該当 町道ではあるものの、現状で赤線類似の状態。	
土地の利用状況等	土地所有者（破産管財人）が物件2建物の敷地として占有している。 建物の配置は附属資料建物図面・各階平面図写のとおり。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	あり なし あり （注）敷地内までの引き込みを基準に、引き込みがある場 合を「あり」、ない場合を「なし」とした。
特 記 事 項		

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	平成2年7月5日新築 新築後約35年 約3年
仕 様	構 造 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	軽量鉄骨造 サイディング ビニールクロス貼、砂壁等 敷目板張、ビニールクロス張等 畳、フローリング、クッションフロアー等 電気、上水道、下水道、プロパンガス なし
床面積(現況)	1階 96.29㎡ 2階 51.08㎡ 延147.37㎡	
現況用途等	現況用途 間 取 り	居宅 別添間取図参照
品 等	普通	
保守管理の状態	普通	
建物の利用状況	Cが、住宅として令和6年10月26日頃から占有している。	
特 記 事 項	① 占有者CはAの元妻で、建物占有について金銭等の支払いはなされていない。 ② 建物内部で犬1匹と猫4匹を飼育している。 ③ 2階バルコニーには秋季に落ち葉が降り積るとのことで、過去にバルコニー排水口が詰まり、1階和室に雨漏りをしたことがある。雨漏りはその後ない。 ④ バルコニーの外壁と屋根材に経年劣化による損傷が見られる。 ⑤ 建物北西脇にスチール製物置（動産 約6.76㎡）1棟が存する。また建物南西脇に屋根付カーポート（構築物 約15.00㎡）が1棟存在する。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格(円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	5,800	0.84	348.30	1.00	1,700,000

総額(円)については、万円未満四捨五入とした（以下同じ）。

ア 標準画地価格：同一需給圏内の類似地域の取引事例価格に基づき、地価公示標準地価格または地価調査基準地価格との均衡に留意して、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差：高低差△1%、日照△10%、一部砂防指定地△5% 計 △16%

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	180,000	147.37	0.06	1,590,000

イ 現況延床面積：登記数量による。

ウ 現価率：

- ・経過年数約35年、経済的残存耐用年数約3年、観察減価率20%
- ・耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

現価率＝経済的残存耐用年数÷(経過年数＋経済的残存耐用年数)×(1－観察減価率)

$$=3\text{年} \div (35\text{年} + 3\text{年}) \times (1 - 0.2) \approx 0.06$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合(注) イ		土地利用権等価格(円) ア×イ=ウ
1	1,700,000	0.30	法定地上権	510,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を30%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価格(円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	1,700,000	－ 510,000		0.8	0.60	570,000
2	1,590,000	＋ 510,000	1.00	0.8	0.60	1,010,000
一括価格（合計）						1,580,000

ウ 占有減価修正：物件2を占有するCの占有権原は使用借権で、買受人に対応できないと思われるため、評価上考慮しなかった。

エ 市場性修正：需要の見込めない郊外に位置する中古住宅であることを考慮した。

オ 競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 富士見（県）－1

所 在：諏訪郡富士見町富士見字御射山神戸598番1

価 格：8,240円／㎡

位 置：すずらの里駅より450m

価 格 時 点：令和6年7月1日

地 積：468㎡

供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：南西側10m国道

用途指定等：非線引都市計画区域内無指定地域（建ぺい率60%，容積率200%）

地域の概要：国道沿いに一般住宅、農家住宅が建ち並ぶ住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 1,090,875 円（3,131 円／㎡）

物件2 2,858,991 円

（注）ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、上記参考資料とは性質上異なるものである。

第7 附属資料

位置図（「富士見町都市計画白図」写）

公図写

建物図面・各階平面図写

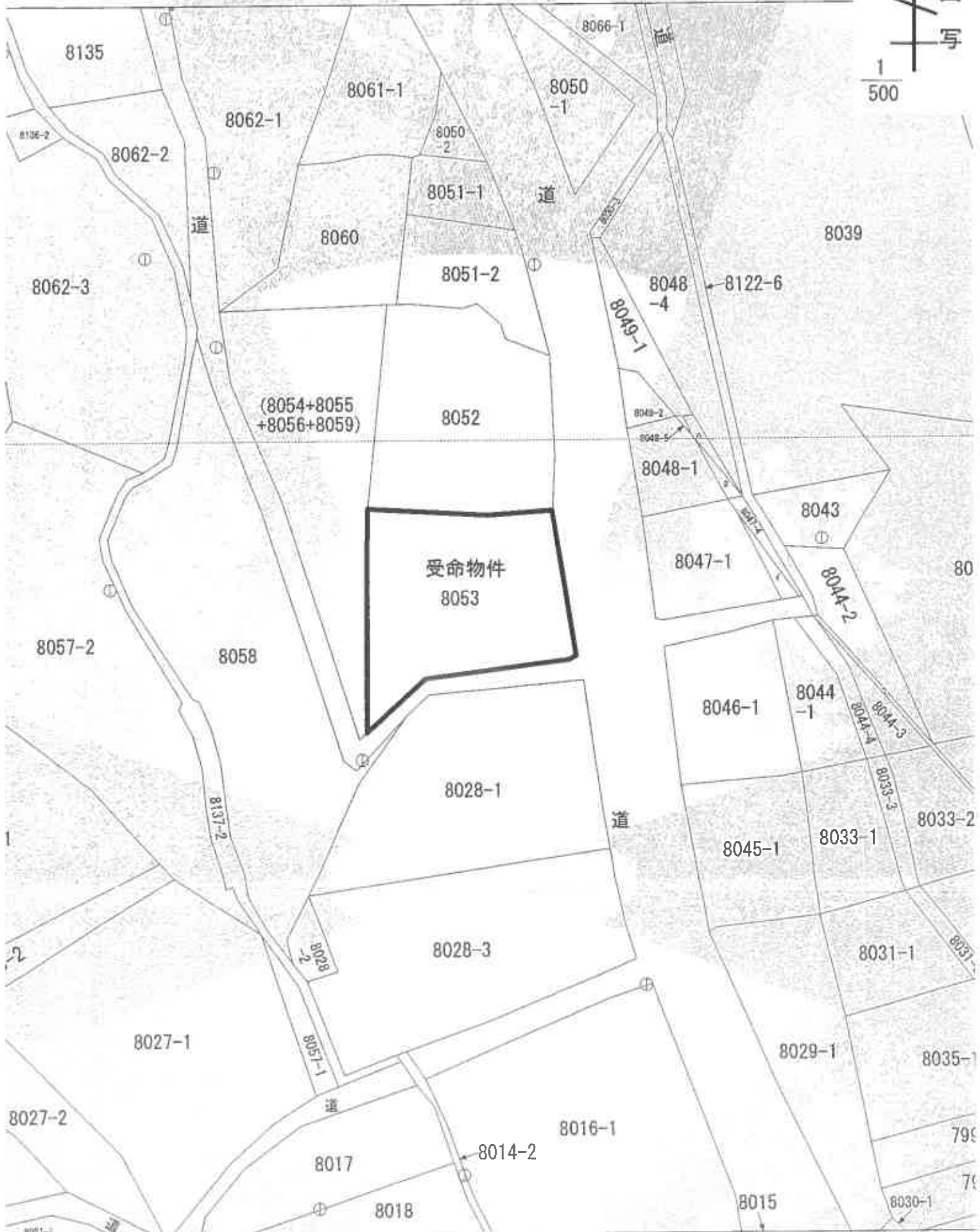
建物間取図

現況写真

仮名一覧表

以 上

ハ 8048-7 ホ 8063-1 ト 8021-3
ニ 8122-8 ヘ 8022-2



この図面は説明書に添付された図面と一致しない場合は、図面に記載の
 (記載事項)に従って修正してください。
 作成者：[署名] 確認者：[署名]

各 階 平 面 図

家屋番号 8053 番

建物図面

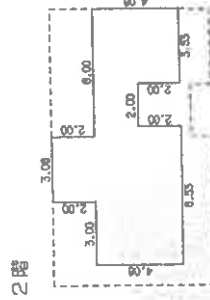
諏訪郡富士見町落合字木戸場 8053 番地

建物の所在



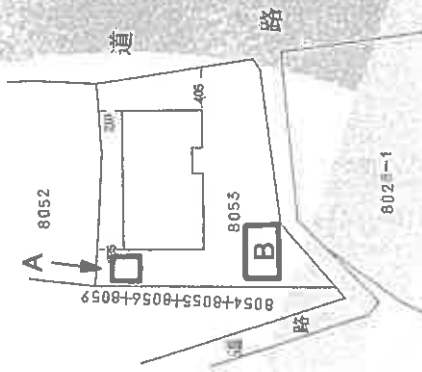
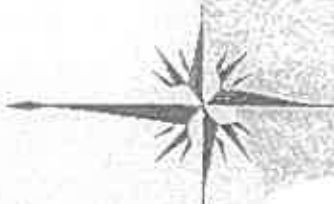
1 階 求 積

1	13.06 X 6.58	=	85.6738
2	7.06 X 1.00	=	7.0600
3	3.56 X 1.00	=	3.5600
合 計			96.2938
床 面 積			96.29 ㎡



2 階 求 積

1	13.06 X 6.58	=	85.6738
2	7.06 X 1.00	=	7.0600
3	3.56 X 1.00	=	3.5600
合 計			96.2938
床 面 積			96.29 ㎡



A...スチール製物置
 B...カーポート

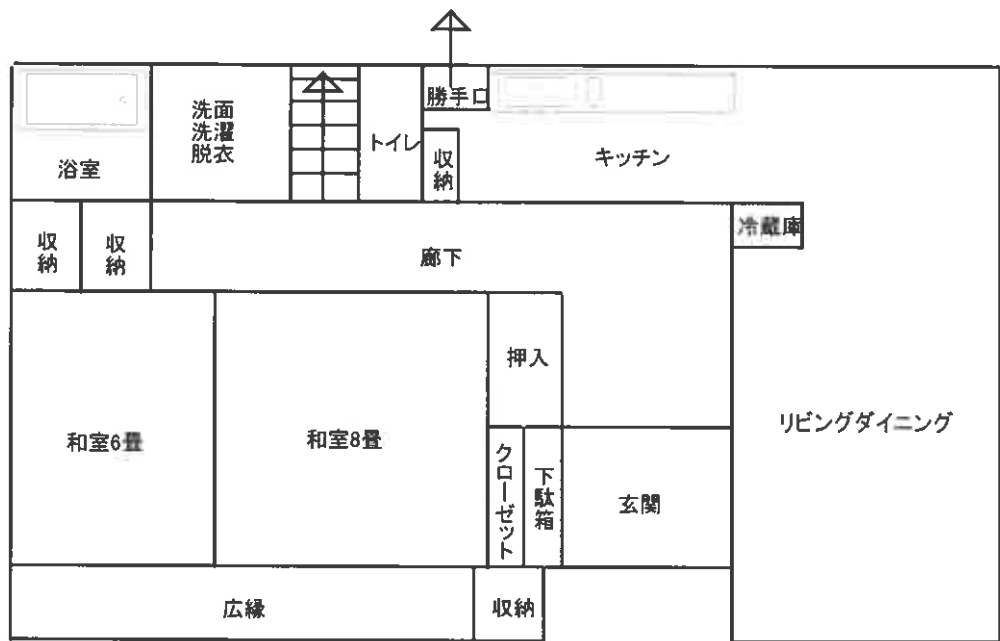
作製者

縮尺

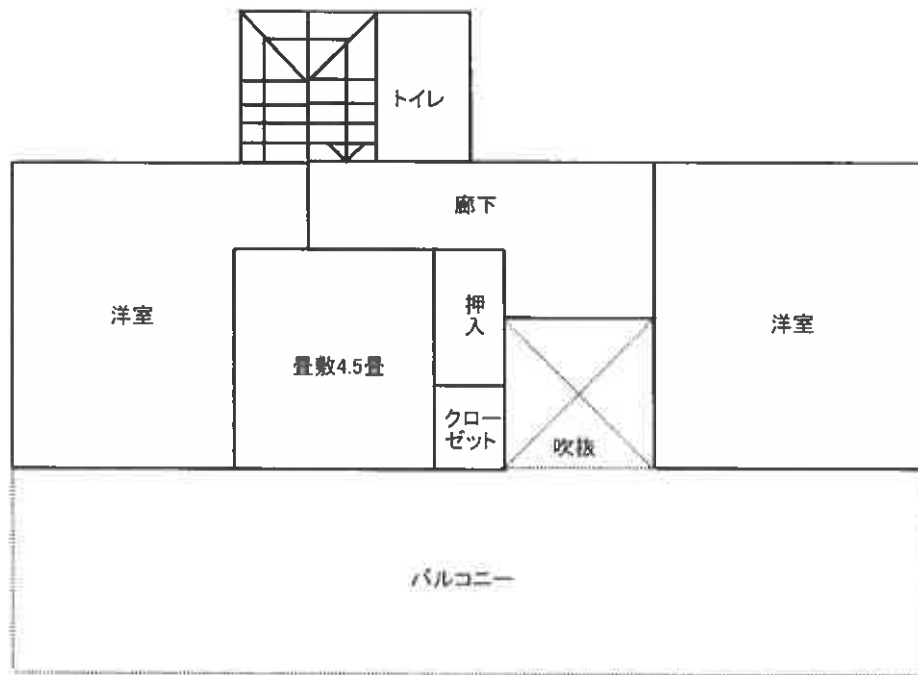
申請人

縮尺 主 縮尺

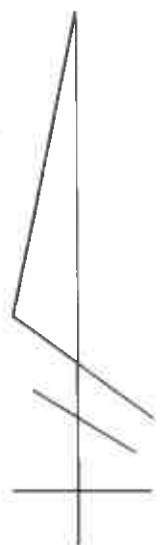
建物間取図



1階



2階



縮尺1/100

受命物件



写真1

受命物件



写真2

受命物件



写真3

受命物件



写真4